



法定調書

平成26年分の法定調書の提出期限は2月2日(月)です。
提出先は次のとおり書類ごとに異なりますので、お間違えのないよう注意してください。

法定調書	提出先
給与所得の源泉徴収票 退職所得の源泉徴収票 報酬、料金、契約金および賞金の支払調書 不動産の使用料等の支払調書 不動産などの譲受け対価の支払調書 不動産などの売買または貸し付けのあっせん手数料の支払調書 その他の支払調書 ※給与所得の源泉徴収票などの法定調書合計表を添えて提出	釧路税務署
給与支払報告書(個人別明細書) ※給与支払報告書(総括表)を添えて提出 退職所得の特別徴収票	受給者の住所地の市町村

事務の効率化に「e-tax」

税務署へ提出する法定調書(合計表を含む)は、作成や提出が大変便利な「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」をぜひご利用ください。



- 問い合わせ／
- ・釧路税務署 (☎0154-31-5100)
 - ・役場税務課税務係 (1階⑧番窓口☎485-2111内線154)

標茶町

平成27年 新年交礼会

平成27年標茶町新年交礼会を左記のとおり開催します。

ご家族、ご友人をお誘い合わせの上、皆さん多数のご来場をお待ちしています。

■日時／1月6日(火)、午後6時開会

■場所／コンベンションホールういず

■会費／1,000円(当日会場で受け付けします)

■主催／(主管) 標茶町商工会、標茶町農業協同組合、標茶町社会福祉協議会、釧路地区農業共済組合

※当日は酒類も用意してありますので、飲酒運転などが無いようご協力をお願いします。

JOYCAL JOYCAL JOYCAL JOYCAL JOYCAL JOYCAL JOYCAL JOYCAL JOYCAL JOYCAL JOYCAL JOYCAL

JOYCAL 東部ダイハツグループジョイカル標茶店 祝30周年企画

当店でアンケートに答えていただいたお客様の中から、毎月抽選で「星空の黒牛」をプレゼントします。

北海道 しべちや

星空の黒牛

がもらえる!!

まずはお気軽にご来店ください!

みなさまにお世話になって30年

JOYCAL 標茶店

東部ダイハツグループ

TEL 015-485-1516

標茶町常盤3丁目12番地

JOYCAL JOYCAL JOYCAL JOYCAL JOYCAL JOYCAL JOYCAL JOYCAL JOYCAL JOYCAL JOYCAL JOYCAL

軽自動車税の税率が引き上げられます

軽自動車税は、負担水準の適正化を図る観点から30年ぶりに税率が改正されることになりました。皆様のご理解をお願いします。

平成27年度から

◎原動機付自転車および二輪車、小型特殊自動車の税率を次のとおり引き上げます。

車種区分		税率	
		改正前	改正後
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪（125cc超250cc以下）		2,400円	3,600円
小型二輪（250cc超）		4,000円	6,000円
もっぱら雪上を走行するもの		2,400円	3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600円	2,000円
	その他のもの	4,700円	5,900円

◎平成27年4月1日以後に新規取得される新車の三輪および四輪以上の軽自動車の税率は改正後の税率となります。（注1）

車種区分			税率	
			改正前	改正後
三輪（660cc以下）			3,100円	3,900円
四輪以上 （660cc以下）	乗用	自家用	7,200円	10,800円
		営業用	5,500円	6,900円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円
		営業用	3,000円	3,800円

（注1）平成27年3月31日以前に新規取得された車両は、改正前の税率を適用します。

平成28年度から

最初の新規検査から13年を経過した三輪および四輪以上の軽自動車税について右記の税率が適用されます。（注2）

（注2）最初の新規検査とは、自動車検査証（車検証）に記載されている「初度検査年月」のこと。なお、中古車で購入される場合の税率も、この初度検査年月で判断することになります。

車種区分			税率
三輪（660cc以下）			4,600円
四輪以上 （660cc以下）	乗用	自家用	12,900円
		営業用	8,200円
	貨物用	自家用	6,000円
		営業用	4,500円

手続きは 廃車・名義変更 お済みですか

軽自動車税は、毎年4月1日現在で車両を所有（登録）されている方に年税額が課税されます。そのため、4月2日以降に廃車や名義変更をされても、月割り課税とはならず、その年度分の軽自動車税を納めていただくこととなりますので、ご注意ください。

■廃車などの手続きに関する問い合わせ

車種	手続き(申告)場所・問い合わせ	手続きに必要なもの
原動機付自転車 ・125cc以下のバイク ・ミニカー など	役場税務課税務係 (1階⑧番窓口)	<ul style="list-style-type: none"> 新所有者の認印 標識（ナンバープレート） 標識交付証明書
小型特殊自動車 ・農耕作業用（トラクターなど） ・その他特殊作業用（ホイールローダーなど）		
軽四輪自動車 ・660cc以下の軽四輪車 軽二輪車 ・125ccを超え250cc以下のバイク	釧路軽自動車協会 釧路市鳥取大通6丁目1番1号 (☎0154-51-0745)	譲渡による名義変更・廃車・住所変更などは、左記に問い合わせください。
二輪の小型自動車 ・250ccを超えるバイク	北海道運輸局釧路運輸支局 釧路市鳥取大通6丁目1番1号 (☎0154-51-2522)	

■問い合わせ／役場税務課税務係（1階⑧番窓口☎485-2111内線153）